**注記（一般会計財務諸表）**

**１．偶発債務**

（１）債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

主なもの

（２）係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの



|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 訴訟内容 |
| 損害賠償請求事件 | 平成22年4月7日、器械体操部の部活動において原告生徒が鉄棒の練習中に鉄棒から落下し、頚椎損傷、第５頚椎脱臼による障害を負い、大阪府は国家賠償法１条１項による賠償責任を負うとして、平成25年2月18日に訴訟が提起されました。訴訟係属中であり、損害賠償請求額2億4,765万5,276円です。 |

**２．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況



（２）利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

主なもの



（３）繰越事業に係る将来の支出予定額

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| 繰越明許費 | 百万円  18,012 |

　　　主なもの

・津波・高潮対策費4,107百万円

　　　　・地域医療介護総合確保基金事業費1,538百万円

（４）一時借入金の実績額等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月別 | | 借入現在高 |
| 平成28年  平成29年 | ４月末現在  ５月末現在  ６月末現在  ７月末現在  ８月末現在  ９月末現在  10月末現在  11月末現在  12月末現在  １月末現在  ２月末現在  ３月末現在 | 百万円  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0 |

（５）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

　　○　大阪府の新公会計制度における地方債残高については、毎年度の元金償還相当額を公債管理特別会計に移し替えて表示するなど、各会計別の実残高とは異なっています。なお、本会計の実残高は5,369,063百万円です。詳しくは、公債管理特別会計の注記「地方債残高及び減債基金の表示」をご覧ください。

　○　財政運営基本条例第20条の規定に基づき、27年度決算剰余金について、その1/2を減債基金に、残余を財政調整基金に編入しています。

○　特別収支の部には、政令市（大阪市、堺市）の小中学校教職員費の負担が府から政令市へ移譲されたことに伴う退職手当引当金取崩による特別収入（69,757百万円）及び大阪市立特別支援学校の移管に伴う資産受入による特別収入（31,078百万円（注））を計上しています。

（注）大阪市から移管を受けた特別支援学校に係る地方債についてはそれらを償還するまで引き続き大阪市の負債として計上されますが、当該地方債の元利償還金等相当額については、「大阪市立特別支援学校の移管に伴う市債に関する覚書」に基づき、毎年度、大阪府が負担することとなっています（元金相当額1,242百万円（地方交付税措置相当分を除く））。

○　平成29年1月1日から法定外目的税として宿泊税を導入しました。